

令和7年2月6日 改正  
平成12年4月16日 制定

## 日本地域学会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第7条第1項に定める会費（以下、会費）の徴収および納入等について定める。

### (年会費)

第2条 会費は各年度ごとに納入する。

### (会費年度および金額)

第3条 会費年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

2 会費の金額は、理事会の提案に基づき当該会費年度前までの総会で議決する。

3 会費の金額が前会費年度のそれと同じ場合には、前項に規定する総会の議決は既になされているものとみなす。

### (徴収事務)

第4条 会費徴収事務は、本学会事務局（以下、事務局）が執り行う。

### (前納制と納入期限)

第5条 会費は、当該会費年度の9月末日を納入期限日とし、この日までに納入されていないなければならない。

### (納入方法)

第6条 会費の納入は次の各号に掲げる方法によるものでなければならない。

一 郵便振替

二 預金口座振替

三 その都度、納入期限日の5日前までに本学会会員（以下、会員）が申し入れた方法であり、かつ本学会事務局長（以下、事務局長）がこれを適当と認めたもの

2 前項第二号の納入方法から他の納入方法に変更する場合には、所定の手続きを所定の期限までに完了していなければならない。

### (前納の例外)

第7条 前条第二号に規定する会費納入方法による場合には、実際の預金口座振替日の如何

にかかわらず、当該会費は第5条に規定する納入期限日までに納入されたものとみなす。

2 前条第三号の規定に基づく方法であって、かつ事務局長が適当と認めた場合には、その実際の納入日にかかわらず当該会費は第5条に規定する納入期限日までに納入されたものとみなす。

#### (準用規定)

第8条 第6条の規定は、事務局が理事会の了承を得て会員が支払うべき他学会等の他の組織（以下、他組織等）の会費もしくは定期学術刊物の購読料（以下、他会費等）の徴収を代行（以下、他会費等の徴収を代行）する場合に準用する。

(規定準用の場合の納入期限、納入方法、前納の例外、徴収金額、送金担保等)

第9条 他会費等の徴収を代行する場合には、当該他会費等の本来の会費年度、購読年度、納入期限等にかかわらず第3条第1項および第5条の規定を適用する。

2 他会費等の徴収を代行する場合にあつて、その納入方法が第6条第二号もしくは第三号による場合には第7条の規定を準用する。

3 他会費等の徴収を代行する場合において当該会員が納入すべき当該他会費等の金額は、事務局に対して当該他組織等からその送金（振替）を請求されているところの当該会員にかかわる他会費等の本来の金額にかかわらず、徴収手数料、送金手数料、為替手数料、同変動リスク等を考慮し、事務局長が財務担当常任理事と協議して定める。

4 他会費等の徴収を代行する場合における当該他会費等の当該他組織への送金（振替）は、当該会員にかかわる他組織等からの請求のとおり事務局よりなされなければならない。

5 前項の規定は本学会一般会計により担保される。

6 事務局長は、他会費等の徴収を代行する場合、当該会員へのあり得べき不利益の発生についてこれを未然に防ぐべく、あるいは現に発生しているその不利益に対して適切な対応を求めべく、その事務取扱いに配慮し、あるいは当該他組織等と協議しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、他会費等の徴収を代行する場合において当該会員に発生した他組織等の会員等としての、あるいは定期購読者等としての不利益は当該会員に帰するものとする。

#### 第10条（削除）

(会費納入義務の消滅)

第11条 会費は、当該会費年度が始まる日の3日前までに会員本人からの書面による退会等の申し出が行なわれないう限り支払われなければならない。

2 他会費等の徴収を代行する場合においても前項の規定を準用する。

3 当該会費年度が始まる日までに当該会員に事故等があった場合には、前2項の規定は適用しない。

(会費等の請求)

第 12 条 事務局は、原則として各会員に対して当該会費年度開始後すみやかに会費の請求を行う。

2 事務局は、前項に規定する会費の請求において当該会費年度より前の会費年度の会費を滞納している会員にあっては、その滞納会費の合計金額と当該会費年度の会費を合わせて請求する。

3 前項の場合において、事務局長は理事会の承認を得て当該滞納会費の請求金額を調整することができる。

4 他会費等の徴収を代行する場合には、前 3 項の規定を準用する。

(前受金の処理)

第 13 条 当該会費年度の会費請求金額を越えて納入された場合には、その差額を前受金として処理する。

2 前項の規定は、前条第 2 項の規定が適用される場合にあつて、その請求金額を越えて納入がなされた場合に準用する。

3 他会費等の徴収を代行する場合にあつても前 2 項の規定を準用する。

4 事務局は、前 3 項の規定により前受け金が発生している場合には、その納入名目の如何にかかわらず当該納入者が納入すべき会費等をもってその返済に当てることができる。

5 前項の場合にあつて、当該会費年度の始まる日の 3 日前までに当該会員本人からの書面により退会の申し出がなされており、かつ当該会員の退会を総会に諮ることを理事会で承認している場合には、原則として当該前受け金はこれを返還する。

6 前項の規定にかかわらず、第 4 項の場合にあつて第 11 条第 3 項の規定が適用される場合にも、原則として当該前受け金はこれを返還する。

(会費年度と会員の特典の関係)

第 14 条 会費を滞納している会員に対しては、会則第 11 条の規定にかかわらず、必ずしもその会員としての特典が保証されない。

2 会費を滞納している会員に対しては、当該滞納会費の会費年度に対応する年度発行の本学会機関誌（以下、機関誌）の配布を行なわない。

3 前項が適用された場合には、当該滞納会費が納入され次第、当該納入者に対して機関誌が配布される。

(会費等滞納会員の取扱)

第 15 条 事務局長は、会費を納入期限日までに納入していない会員（以下、会費滞納会員）に対して、会費納入の督促を行なわなければならない。

- 2 他会費等の徴収を代行する場合にあって、当該他会費等が納入期限日までに納入されていない場合には、当該会員を他会費等滞納会員として取扱い前項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条の規定が適用される予定の場合にあっては、その予定されていた納入方法もしくは事務局長が適当と認めた納入方法による会費の納入が実現しないこともしくはそれが実現しなかったことが明らかとなった段階で、遡って当該会員を会費滞納会員として取扱い第1項の規定を適用する。
- 4 他会費等の徴収を代行する場合にあって、かつ第7条の規定が適用される予定の場合にあっては、第3項の規定を準用し、遡って当該会員を他会費等滞納会員として取り扱い第2項の規定を適用する。
- 5 他会費等滞納会員に対しては、原則として他会費等の徴収を代行しない。
- 6 事務局長は、財務担当常任理事と協議し、長期会費滞納者に対しては会則第10条第一号に基づく措置を理事会に求めることができる。

(細則)

第16条 会費等の徴収業務を遂行するのに必要な所定の手続きおよび納入方法の細則は理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第17条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

附則 (平成12年4月16日制定)

(施行日)

この規程は、制定の日より施行する。

附則 (令和7年2月6日改正)

(施行日)

この規程は、制定と同時に施行する。